

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022 年 9 月 30 日
【発行者の名称】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 早川 周作
【本店の所在の場所】	沖縄県中頭郡中城村字南上原 1112 番地 1
【電話番号】	(098) 851-8701 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 平田 史隆
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 https://www.ryukyuasteeda.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期中	第5期中	第4期
決算年月	自2021年1月1日 至2021年6月30日	自2022年1月1日 至2022年6月30日	自2021年1月1日 至2021年12月31日
売上高 (千円)	140,699	226,989	474,722
経常損失 (△) (千円)	△76,415	△107,380	△135,828
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	△76,794	△107,860	△134,305
中間包括利益 (包括利益) (千円)	△77,284	△108,831	△137,350
純資産額 (千円)	2,555	△99,374	46,119
総資産額 (千円)	246,309	236,809	495,978
1株当たり純資産額 (円)	1.26	△66.93	28.98
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△55.11	△72.27	△94.41
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	0.7	△42.2	8.7
自己資本利益率 (%)	—	—	△309.2
株価収益率 (%)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△67,886	△94,168	△61,743
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△23,265	△2,920	△29,127
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,428	△41,654	200,063
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	63,671	86,844	225,588
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	25〔43〕	23〔58〕	24〔58〕

- (注) 1. 第4期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間 (当期) 純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

2022年6月30日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) 九州アスティーダ株式会社	福岡県 福岡市 中央区	11,000	スポーツ関連事業	97.7%	当社が一部業務を受託しております。
(連結子会社) アスティーダマーケティング株式会社	沖縄県 中頭郡 中城村	3,000	その他事業	60%	当社の代表取締役及び取締役1名が、当該子会社の取締役を兼任しております。
(連結子会社) AMG株式会社	沖縄県 中頭郡 中城村	7,000	その他事業	100%	当社の代表取締役及び取締役1名が、当該子会社の取締役を兼任しております。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当する会社はありません。

3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
スポーツ関連事業	3 [一]
飲食事業	18 [57]
その他事業	－ [一]
全社(共通)	2 [1]
合計	23 [58]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を[]内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2022年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22 [58]	32.1	1.2	3,054

セグメントの名称	従業員数(名)
スポーツ関連事業	2 [一]
飲食事業	18 [57]
その他事業	－ [一]
全社(共通)	2 [1]
合計	22 [58]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を[]内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての動きが加速する中、新たな変異株の感染が広まりを見せるなど、感染者数の増加、減少が繰り返され、消費行動の急速な回復が見られず引き続き厳しい状況で推移いたしました。

当社グループはこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。

当社グループが事業展開を行うスポーツ業界におきましては、Tリーグ 2021-2022 シーズンの試合の開催において人数制限はあったものの、予定どおり全試合が開催されました。琉球アスティーダの Tリーグ 2021-2022 シーズン（3月終了）の成績は3位、Tリーグ 2021-2022 シーズン（3月終了）より参戦した九州アスティーダの成績は3位でした。

一方、飲食事業におきましては、1月から2月に既存店の売上が大きく落ち込み、回復の兆しが見られませんでした。また、昨年5月に開業しましたお土産店「アスティーダショップ（国際通り）」も観光客の減少により売上が落ち込み、2月～4月下旬までの期間、休業をいたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は 226,989 千円（前年同期比 161.3%）、営業損失は 107,574 千円（前年同期は営業損失 120,140 千円）、経常損失は 107,380 千円（前年同期は経常損失 76,415 千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は 107,860 千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失 76,794 千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業におきましては、2020-2021 シーズンに Tリーグ日本一になった影響もあり、引き続きスポンサーの獲得数が増加いたしました。新収益認識会計基準等の適用により、適用前と比較して売上高は 48,876 千円減少いたしました。以上の結果、売上高は 118,641 千円（前年同期比 148.2%）、セグメント損失は 5,443 千円（前年同期はセグメント損失 9,326 千円）となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、昨年7月に通常営業を再開から売上が回復傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染者数の増加と減少が繰り返され、飲食業界における経済活動が大きく抑制されたこと、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う景気の減速懸念により、先行きが不透明な状況で推移いたしました。その影響により、消費行動の回復がみられず、当社の想定した以上に外食需要が低迷いたしました。以上の結果、売上高は 109,963 千円（前年同期比 180.4%）、セグメント損失は 27,348 千円（前年同期はセグメント損失 43,841 千円）となりました。

(その他事業)

その他事業におきましては、マーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を、前期より開始しております。設立から間もなく先行投資期間により、売上高は 20 千円、セグメント損失は 838 千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 86,844 千円となり、前連結会計年度末に比べ 138,743 千円の減少となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

使用した資金は 94,168 千円（前年同期は使用した資金 67,886 千円）となりました。これは主に税金等調整前中間純損失の計上が 107,380 千円、仕入債務の減少が 34,334 千円、未払金の減少が 36,939 千円、前受金の減少が 25,608 千円あった一方で、売上債権及び契約資産の減少が 61,744 千円、前払費用の減少が 14,694 千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は 2,920 千円（前年同期は使用した資金 23,265 千円）となりました。これは主に、敷金の差入による支出 1,831 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は 41,654 千円（前年同期は獲得した資金 38,428 千円）となりました。これは主に短期借入金の純減少額 41,500 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産を行っておりませんので、生産実績は記載しておりません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	55	7.3
飲食事業	42,305	180.9
合計	42,360	175.6

(注) 金額は仕入価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

(3) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	117,005	146.1
飲食事業	109,963	180.4
合計	226,969	161.0

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 販売実績の総販売実績に対する割合が 100 分の 10 以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は 2022 年 3 月 31 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、以下を除き重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は 2022 年 3 月 31 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、以下を除き重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当中間連結会計期間においても、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消するため、不採算店舗の撤退、設備投資や経費の継続的な節減等を基本に収益力の向上に取り組んでまいります。また、取引金融機関との協議を継続して行い、資金の借入を実行することで必要な運転資金を確保し、財務状況の安定化を図っております。

この結果、資金繰り面では資金繰りの懸念は払拭され、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。今後は、引き続き既存の事業計画を着実に実行し、当社グループの収益改善に努めてまいります。

また、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提とな

る契約に関し、以下に記載いたします。

(担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのはフィリップ証券株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社が上場会社となった後に、その事業年度の末日に、債務超過の状態である場合(上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合(但し、当社が同社に対して同社が合理的に満足する再建計画を開示した場合を除く。)

④ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

⑤ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(イ：非上場会社を完全子会社とする株式交換、ロ：非上場会社を子会社化する株式交付、ハ：会社分割による非上場会社からの事業の継承、ニ：非上場会社からの事業の譲受け、ホ：会社分割による他への事業の継承、ヘ：他の者への事業の譲渡、ト：非上場会社との業務上の提携、チ：第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、リ：その他非上場会社の吸収合併又はこれらイからチまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合において、当該上場会社が実質的な存続会社でないと同社が認めたとき

⑥ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当増資により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式などの転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑦ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑧ 虚偽記載又は不適正意見など次のイ又はロに該当する場合

イ 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつその影響が重大であると同社が認める場合

ロ 当社が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

- ⑨ 法令違反及び上場規程違反等
当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合
- ⑩ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合
- ⑪ 株式の譲渡制限
当社が当社株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑫ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑬ 指定振替機関における取り扱い
当社が指定振替機関の振替業における取り扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑭ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合で、かつ株主及び投資家の利益を侵害する恐れが大きいと同社が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合
- ⑮ 全部取得
当社が当社株式の全部を取得する場合
- ⑯ 反社会的勢力の関与
当社が、反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。
- ⑰ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が当社の上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り同社は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

なお、本中間発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

1. 当社はTリーグに参加するため、一般社団法人Tリーグと契約を行っております。
その概要は以下のとおりです。

契約内容の概要	当社が一般社団法人Tリーグへの入会と、Tリーグに参加する資格
契約の期間	1年間
契約の更新	自動1年更新（前年のシーズンの6月30日までに申請しない場合）

（注）Tリーグ規約のうち、下記の条文については、Tリーグ理事会の承認により、株式上場を条件として例外的な取り扱いを認められております。

〈Tリーグ規約〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第18条第1項	Tリーグチーム運営法人は、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない、違反した場合、Tリーグによって指導が行われ、または制裁規程に基づく制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Tリーグチーム運	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。

	営法人はそれらに従わなければならない。	
第 18 条第 2 項	T リーグチーム運営法人は T リーグに対し、T リーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	第 18 条 1 項及び同条 2 項の適用について、T リーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、T リーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法 166 条 1 項に該当する重要事実について、対象外とする。
第 18 条第 4 項	T リーグは、T リーグチーム運営法人の事前の同意がない限り、第 2 項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、T リーグおよび T リーグチーム運営法人の状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別の T リーグチームの運営に支障を来たさない限りにおいて開示することができる。	第 18 条 4 項ただし書きに基づく開示について、T リーグは、金融商品取引法 166 条 1 項に該当する重要事実に関して T リーグチーム運営法人が公表する前に、行うことはできない。 T リーグは、金融商品取引法 166 条、167 条の 2 その他に鑑み、入手した情報について、売買等その他不正行為をせず、第三者にさせず、その情報保有に、細心の注意を払うものとする。 制裁規定 12 条（2）の運用・解釈についても、18 条の上記運用・解釈に応じる。
第 19 条第 1 項	T リーグチーム運営法人は、T リーグからの指示に基づき、T リーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（チームが公益社団法人、一般社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。	第 19 条 1 項、2 項及び 7 項の適用について、T リーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定 12 条（3）の運用・解釈についても、19 条の上記運用・解釈に応じる。
第 19 条第 2 項	T リーグチーム運営法人は、当該 T リーグチーム運営法人の支配状況に影響を及ぼすこととなる株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会に報告をし、理事会の承認を得るなど理事会が必要と認めた手続きを経なければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（なお、当該権利により将来発行され得る株式を以下「潜在株式」という。）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式に係る議決権を含むものとする。また、公益法人または一般法人である T リーグチーム運営法人が、支配状況に影響を及ぼすこととなる社員の変更または社員の追加をする場合も同様とする。	第 19 条 1 項、2 項及び 7 項の適用について、T リーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定 12 条（3）の運用・解釈についても、19 条の上記運用・解釈に応じる。
第 19 条第 7 項	本条第 1 項から第 4 項までの規定は、理事会にて例外の取り扱いを承認されたチームまたは理事長が特に必要性が高いものと認めたチームに対しては、1 年間を上限として適用を猶予することができる。	第 19 条 1 項、2 項及び 7 項の適用について、T リーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定 12 条（3）の運用・解釈についても、19 条の上記運用・解釈に応じる。

〈制裁規程（T リーグ規約）〉

条文番号	条文	T リーグ理事会に承認された内容
第 12 条第 2 項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000 万円以下の制裁金を科す。 （2）同第 20 条（T リーグチームの健全経営）第 1 項に違反した場合	制裁規定 12 条（2）の運用・解釈についても、T リーグ規約 20 条の上記運用・解釈に応じる。
第 12 条第 3 項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000 万円以下の制裁金を科す。 （3）同第 21 条（T リーグチームの株主）第	制裁規定 12 条（3）の運用・解釈についても、T リーグ規約 21 条の上記運用・解釈に応じる。

	2 項から第 6 項までのいずれかに違反した場合	
--	--------------------------	--

2. 当社はフランチャイジーとの間に「フランチャイズ契約」を締結しております。

フランチャイズ店（「バルコラボ」）は、当中間連結会計期間末において 6 社と契約し、うち 5 店舗が営業を開始しております。

契約期間	5 年間
契約内容	フランチャイジーに対し、当社グループが開発した飲食運営のための独自のノウハウや商標等を使用して、店舗所在地で飲食業を行う権利を与えると同時に、店舗運営に関する指導を行っております。対価として、一定料率のロイヤリティを受け取っております。

（注）当期末のフランチャイジーの契約社数は 6 社ですが、フランチャイジーによって発効日が異なりますので、発効日の記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当中間連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用しております。詳細については、「第 6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 （1）中間連結財務諸表 注記事項（重要な会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

当中間連結会計期間末における、資産、負債および純資産の状況は、次のとおりであります。

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は 172,050 千円となり、前連結会計年度末に比べ 241,263 千円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が 138,743 千円、売掛金及び契約資産が 68,638 千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産は 64,009 千円となり、前連結会計年度末に比べ 17,154 千円減少いたしました。これは、主に長期前払費用が 13,185 千円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は 162,235 千円となり、前連結会計年度末に比べ 113,858 千円減少いたしました。これは、主に短期借入金が 41,500 千円及び未払金が 37,899 千円それぞれ減少したことによるものであります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債は 173,949 千円となり、前連結会計年度末に比べ 184 千円減少いたしました。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は 99,374 千円の債務超過となり、前連結会計年度末に比べ 145,494 千円減少いたしました。これは、主に親会社株主に帰属する中間純損失 107,860 千円及び会計方針の変更による累積的影響額による減少 34,232 千円等により、利益剰余金が 142,093 千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4 【事業等のリスク】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2022年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000	3,007,500	1,492,500	1,492,500	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,500,000	3,007,500	1,492,500	1,492,500	—	—

(注)「公表日現在発行数」には、2022年9月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(2019年3月29日定時株主総会決議)

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2022年6月30日)	公表日の前月末現在 (2022年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,100	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)1、3	33,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334(注)3 資本組入額 167(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 2019 年 11 月 13 日開催の取締役会決議により、2019 年 11 月 22 日付で普通株式 1 株につき 30 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
 - (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
5. 新株予約権の取得事由
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2019年11月22日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2022年6月30日)	公表日の前月末現在 (2022年8月31日)
新株予約権の数（個）	23,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2019年12月20日から 2029年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当 社取締役会の決議による承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数}} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)$$

- 3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- （2）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- （3）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- （4）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第 3 回新株予約権（2020 年 1 月 30 日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2022 年 6 月 30 日)	公表日の前月末現在 (2022 年 8 月 31 日)
新株予約権の数（個）	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000（注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注） 2	同左
新株予約権の行使期間	2020 年 1 月 31 日から 2030 年 1 月 30 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第4回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2022年6月30日)	公表日の前月末現在 (2022年8月31日)
新株予約権の数（個）	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数}} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)$$

- 3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- （2）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- （3）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- （4）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

(3) 【MSCB 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月30日	—	1,492,500	—	118,250	—	80,750

(6) 【大株主の状況】

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の 割合 (%)
早川 周作	沖縄県豊見城市	863,900	57.88
MTGV 投資事業有限責任組合	愛知県名古屋市中区錦二丁目8-24 オフィスオオモリ8階	60,000	4.02
岡田 晃男	千葉県柏市	45,000	3.01
佐野 健一	東京都新宿区	30,000	2.01
株式会社シーエムディーラボ	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-3-2 東京エーステートビル4F	30,000	2.01
荒生 智啓	東京都港区	27,000	1.80
内藤 忍	東京都港区	27,000	1.80
五十部 紀英	東京都渋谷区	27,000	1.80
砂田 和也	東京都港区	27,000	1.80
西川 慶	東京都渋谷区	27,000	1.80
サイブリッジグループ株式会社	東京都港区南青山2丁目2-15	27,000	1.80
計		1,190,900	79.79

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,492,500	14,925	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,492,500	—	—
総株主の議決権	—	14,925	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2022年1月から6月については、売買実績はありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2022年1月1日から2022年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	225,588	86,844
売掛金及び契約資産	110,720	42,082
棚卸資産	4,327	3,724
前払費用	42,943	37,508
その他	29,733	2,450
貸倒引当金	-	△559
流動資産合計	413,313	172,050
固定資産		
有形固定資産	※ 3,797	※ 4,008
無形固定資産		
のれん	33,166	27,424
その他	367	296
無形固定資産合計	33,533	27,720
投資その他の資産		
長期前払費用	26,672	13,487
敷金	11,319	12,952
その他	5,841	10,087
貸倒引当金	-	△4,246
投資その他の資産合計	43,833	32,281
固定資産合計	81,164	64,009
繰延資産	1,500	750
資産合計	495,978	236,809

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,742	18,408
短期借入金	50,000	8,500
1年内返済予定の長期借入金	14,318	17,370
未払金	74,840	36,941
未払法人税等	3,052	1,451
前受金	76,096	-
契約負債	-	74,010
その他	5,042	5,553
流動負債合計	276,093	162,235
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	168,573	168,949
その他	192	-
固定負債合計	173,765	173,949
負債合計	449,858	336,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	118,250	118,250
資本剰余金	80,355	79,307
利益剰余金	△155,355	△297,449
株主資本合計	43,249	△99,891
新株予約権	400	400
非支配株主持分	2,470	117
純資産合計	46,119	△99,374
負債純資産合計	495,978	236,809

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日)
売上高	140,699	※ 1 226,989
売上原価	79,449	129,022
売上総利益	61,250	97,966
販売費及び一般管理費	※ 2 181,390	※ 2 205,541
営業損失 (△)	△120,140	△107,574
営業外収益		
受取利息	0	1
給付金収入	47,320	-
利子補給金	336	332
その他	2,590	1,867
営業外収益合計	50,247	2,200
営業外費用		
支払利息	644	1,155
株式交付費償却	750	750
上場関連費用	5,000	-
その他	127	100
営業外費用合計	6,522	2,005
経常損失 (△)	△76,415	△107,380
税金等調整前中間純損失 (△)	△76,415	△107,380
法人税、住民税及び事業税	440	1,451
法人税等調整額	429	-
法人税等合計	869	1,451
中間純損失 (△)	△77,284	△108,831
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	△490	△970
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△76,794	△107,860

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)
中間純損失 (△)	△77,284	△108,831
中間包括利益	△77,284	△108,831
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△76,794	△107,860
非支配株主に係る中間包括利益	△490	△970

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	68,750	31,250	△21,050	78,949
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△76,794	△76,794
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△394		△394
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	△394	△76,794	△77,189
当中間期末残高	68,750	30,855	△97,844	1,760

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	400	-	79,349
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△76,794
連結子会社株式の追加取得による持分の増減			△394
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		394	394
当中間期変動額合計	-	394	△76,794
当中間期末残高	400	394	2,555

当中間連結会計期間（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	118,250	80,355	△155,355	43,249
会計方針の変更による 累積的影響額			△34,232	△34,232
会計方針の変更を反映した 当期首残高	118,250	80,355	△189,588	9,017
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△107,860	△107,860
連結子会社株式の追加取 得による持分の増減		△1,380		△1,380
連結子会社株式の売却に よる持分の増減		332		332
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	△1,047	△107,860	△108,908
当中間期末残高	118,250	79,307	△297,449	△99,891

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	400	2,470	46,119
会計方針の変更による 累積的影響額			△34,232
会計方針の変更を反映した 当期首残高	400	2,470	11,887
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△107,860
連結子会社株式の追加取 得による持分の増減			△1,380
連結子会社株式の売却に よる持分の増減			332
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		△2,353	△2,353
当中間期変動額合計	-	△2,353	△111,261
当中間期末残高	400	117	△99,374

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△76,415	△107,380
減価償却費	862	597
長期前払費用償却額	1,331	4,597
のれん償却額	5,742	5,742
貸倒引当金の増減額(△は減少)	-	4,805
株式交付費償却額	750	750
受取利息及び受取配当金	0	△1
給付金収入	△47,320	-
支払利息	644	1,155
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	37,706	61,744
棚卸資産の増減額(△は増加)	△711	603
前払費用の増減額(△は増加)	13,059	14,694
仕入債務の増減額(△は減少)	△9,968	△34,334
未払金の増減額(△は減少)	4,948	△36,939
前受金の増減額(△は減少)	8,378	△25,608
契約負債の増減額(△は減少)	-	△4,062
未払消費税等の増減額(△は減少)	△17,384	8,513
その他	△1,781	8,159
小計	△80,156	△96,961
利息及び配当金の受取額	0	1
給付金の受取額	13,680	7,000
利息の支払額	△644	△1,155
法人税等の支払額	△765	△3,052
営業活動によるキャッシュ・フロー	△67,886	△94,168
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△765	△736
長期前払費用の取得による支出	△20,000	△353
敷金の差入による支出	△2,500	△1,831
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,265	△2,920
財務活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	△2,880
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	-	450
短期借入金の純増減額(△は減少)	-	△41,500
長期借入れによる収入	40,000	10,000
長期借入金の返済による支出	△910	△6,572
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込による収入	490	-
長期未払金の返済による支出	△1,152	△1,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,428	△41,654
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△52,723	△138,743
現金及び現金同等物の期首残高	116,394	225,588
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 63,671	※ 86,844

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数

3社

(2) 連結子会社の名称

九州アスティーダ株式会社

アスティーダマーケティング株式会社

AMG株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

①商品

総平均法

②原材料

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 2～8年

②無形固定資産

のれん 投資効果の発現する期間を見積り（5年）、均等償却しております。

商標権 5年で均等償却しております。

③長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法を採用しております。

償却年数 3年

(4) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部のスポンサー、フランチャイズ加盟金に係る売上について、従来は、一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当中間会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は「契約負債」に含めて表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表は、売掛金及び契約資産が6,220千円減少、契約負債が24,256千円増加しております。また、当中間連結会計期間の中間連結損益計算書は、売上高は48,876千円減少、売上原価は500千円減少、販売費及び一般管理費は44,132千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失は4,244千円増加しております。当中間連結会計期間の中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は34,232千円減少しております。

中間連結キャッシュ・フロー計算書への影響は軽微であります。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた11,429千円は、「敷金」11,319千円、「その他」110千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難なことから外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フロー及び税効果会計における繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

(中間連結貸借対照表関係)

※有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,910千円	3,318千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
役員報酬	11,900千円	24,600千円
給料手当	36,134千円	35,413千円
地代家賃	14,936千円	24,599千円
貸倒引当金繰入額	-	4,805千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
普通株式(株)	1,492,500	-	-	1,492,500
合計	1,492,500	-	-	1,492,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期 間末残高(千円)
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
2019年第1回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	33,000	-	-	33,000	-
2019年第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	23,000	-	-	23,000	184
2020年第3回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	18,000	-	-	18,000	144
2020年第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	9,000	-	-	9,000	72
合計		83,000	-	-	83,000	400

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)
現金及び預金	63,671 千円	86,844 千円
現金及び現金同等物	63,671 千円	86,844 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021 年 12 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	11,319	11,219	△100
資産計	11,319	11,219	△100
社債	5,000	4,996	△4
長期借入金（注）1	182,891	180,415	△2,475
負債計	187,891	185,411	△2,479

(注) 1. 1 年内返済予定額を含んでおります。

2. 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、前受金、契約負債については記載を省略しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2021 年 12 月 31 日)
出資金	10

当中間連結会計期間（2022 年 6 月 30 日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	12,952	12,747	△204
資産計	12,952	12,747	△204
社債	5,000	4,991	△8
長期借入金（注）1	186,319	177,882	△8,436
負債計	191,319	182,874	△8,444

(注) 1. 1 年内返済予定額を含んでおります。

2. 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、前受金、契約負債については記載を省略しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品等の中間連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
出資金	10

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	12,747	-	12,747
資産計	-	12,747	-	12,747
社債	-	4,991	-	4,991
長期借入金	-	177,882	-	177,882
負債計	-	182,874	-	182,874

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債等の適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	110,720
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	40,152
契約資産（期首残高）（※1）	—
契約資産（期末残高）（※1）	1,929
契約負債（期首残高）（※2）	—
契約負債（期末残高）（※2）	12,968

(※1) 契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間に契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお中間連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

(※2) 契約負債は主に顧客からの前受金に関するもので、前期の連結貸借対照表上は前受金として、当中間連結会計期間より契約負債として、独立表示しております。

なお契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。当中間連結会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は87,236千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「スポーツ関連事業」及び「飲食事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
スポーツ関連事業	卓球事業（Tリーグ、スポンサー営業、卓球教室、グッズ販売等）
飲食事業	卓球バルを中心とした飲食店の運営、イベントへの参加、フランチャイズ本部

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間連結会計期間（自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務諸表計上額 (注) 2
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	79,770	60,928	140,699	-	140,699
セグメント間の内部売上高又は振替高	272	-	272	△272	-
計	80,043	60,928	140,972	△272	140,699
セグメント損失（△）	△9,326	△43,841	△53,168	△66,971	△120,140
セグメント資産	50,259	112,889	163,149	83,159	246,309
その他の項目					
減価償却費	-	162	162	699	862
のれんの償却額	-	5,742	5,742	-	5,742
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	765	765	-	765

（注）1. 調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント損失の調整額△66,971 千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（2）セグメント資産の調整額 83,159 千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

2. セグメント損失は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結財務諸表計上額 (注) 3
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計			
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	22,891	108,806	131,697	-	-	131,697
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	94,114	1,157	95,271	20	-	95,291
顧客との契約から生じる収益	117,005	109,963	226,969	20	-	226,989
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	117,005	109,963	226,969	20	-	226,989
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,636	-	1,636	-	△1,636	-
計	118,641	109,963	228,605	20	△1,636	226,989
セグメント損失（△）	△5,443	△27,348	△32,792	△838	△73,944	△107,574
セグメント資産	73,993	59,628	133,621	2,848	100,340	236,809
その他の項目						
減価償却費	92	417	509	-	87	597
のれんの償却額	-	5,742	5,742	-	-	5,742
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	736	736	-	-	736

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、当社グループが行っているマーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント損失の調整額△73,944千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（2）セグメント資産の調整額100,340千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

3. セグメント損失は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計			
当中間連結会計期間末残高	-	38,907	38,907	-	-	38,907

（注）のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計			
当中間連結会計期間末残高	-	27,424	27,424	-	-	27,424

（注）のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

項目	前中間連結会計期間 (2021 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2022 年 6 月 30 日)
1 株当たり純資産額	1 円 26 銭	△66 円 93 銭

項目	前中間連結会計期間 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△55 円 11 銭	△72 円 27 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△76,794	△107,860
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△76,794	△107,860
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,393,500	1,492,500

（注）1. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過措置に準拠しております。この結果、当中間連結会計期間の 1 株当たり純資産額は 25.78 円減少し、1 株当たり中間純損失は 2.84 円増加しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり中間純損失を計上しているため記載していません。

(重要な後発事象)
(多額な資金の借入)

当社は 2022 年 8 月 31 日開催の取締役会において、今後の運転資金に充当することを目的として下記のとおり資金の借入を行うことを決議し、実行いたしました。

金銭消費貸借契約の概要

借入先	株式会社沖縄銀行	株式会社沖縄銀行
借入金額	50,000千円	30,000千円
借入実行日	2022年8月31日	2022年8月31日
借入期間	2022年9月10日から2029年8月10日まで	2022年8月31日から2023年8月25日まで
借入利率	年1.850%	年2.350%
担保等の有無	沖縄信用保証協会による保証付き	無担保
財務制限条項	なし	なし

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月30日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

堀 俊 介

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

北村 いさ子

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上